信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第1の14国内基準に係る単体自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額
オペレーショナル・リスク相当額調整額

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第1の14記載上の注意8中「（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）」を削り、同様式第2の表中

リース債務		

を

リース債務
資産除去債務

に改め、同様式第2記載上の注意1中(17)を(20)とし、(4)から(16)までを(7)から(19)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項

別紙様式第四号第1の6の表中「政府短期証券」を「国庫短期証券」に改め、同様式第2の表中

リース債務		

を

リース債務
資産除去債務

に改め、同様式第2記載上の注意1中(17)を(20)とし、(4)から(16)までを(7)から(19)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項

別紙様式第四号の二第1の6の表中「政府短期証券」を「国庫短期証券」に改め、同様式第2の表中

リース債務		

を

リース債務
資産除去債務

に改め、同様式第2記載上の注意1中(17)を(20)とし、(4)から(16)までを(7)から(19)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項

別紙様式第五号第1の3国際統一基準に係る連結自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第1の3国内基準に係る連結自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第1の3記載上の注意8中「（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）」を削り、同様式第2の2記載上の注意1中(15)を(17)とし、(4)から(14)までを(6)から(16)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

別紙様式第五号の二第1の3国際統一基準に係る連結自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第1の3国内基準に係る連結自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第1の3記載上の注意8中「（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）」を削り、同様式第2の2記載上の注意1中(21)を(23)とし、(4)から(20)までを(6)から(22)までとし、(3)の次に次のように加える。